

## 小金井市新庁舎・（仮称）新福祉社会館複合化整備方針

### 1 はじめに

小金井市では、平成25年3月に小金井市新庁舎建設基本計画を、平成30年3月に（仮称）小金井市新福祉社会館建設基本計画を策定しました。

この間、小金井市新庁舎等建設計画調査及び（仮称）小金井市新福祉社会館建設基本計画において、複合施設で整備することの検討を進めてきました。調査業務報告書等を踏まえた複合施設として整備することのメリットは、次のとおりです。

#### (1) 機能・施設管理に関するメリット

##### ア 「市民のための庁舎」に

- (1) 市民サービスの中核を担う庁舎と地域共生の拠点たる（仮称）新福祉社会館を同じ敷地に建設することは市の総合的サービス提供の基盤を整えることにつながる。
- (2) 案内から相談窓口、各課窓口を適切に配置することにより、生活上の相談から申請手続、申請手続の中で生じた相談への対応、双方を「入口」とした市民ニーズに対し相互の連携が取りやすくなり、市民サービスの向上とともに円滑な事務執行が可能となる。
- (3) 新庁舎・（仮称）新福祉社会館に想定される1階エントランスホールを広い共用部とすることにより、情報発信・展示などを想定した豊かなイベントスペースを創出することができる。
- (4) 複合化により市職員と市民が触れ合う機会が増え、市民サービス向上とともに市職員の意識向上にもつながる。

##### イ 新庁舎基本理念のバックボーンの強化

（仮称）新福祉社会館の基本的な機能である「保健福祉の総合的支援の充実」、「参加と協働による多様な交流や活動の推進」及び「地域福祉活動の推進」は、「きずなを深めるノーマライゼーション」及び「市民に分かりやすく便利」という新庁舎の基本理念にある2つのバックボーンをより強固にできる。

##### ウ 新たなまちおこしの拠点として

小金井市都市計画マスタープランにおける「にぎわいと交流を誘導するゾーン」、「新たなまちおこしの拠点」に位置する貴重な土地について、土地利用効率を向上させつつ多世代、多目的利用を図ることができる。

## エ 施設の運営管理

複合化することによって、施設の維持管理、運営管理等の一元化により、維持管理の効率化、面積の削減が期待できる。

### (2) 設備等縮減によるメリット

ア 山留・柱・壁を共有できるとともに、共用部が縮減でき、イニシャルコストを低減できる。

イ 中央監視や各設備機器について、施設ごとに整備するよりも、1施設にまとめて整備する方が効率的であるため、イニシャルコストを低減できる。

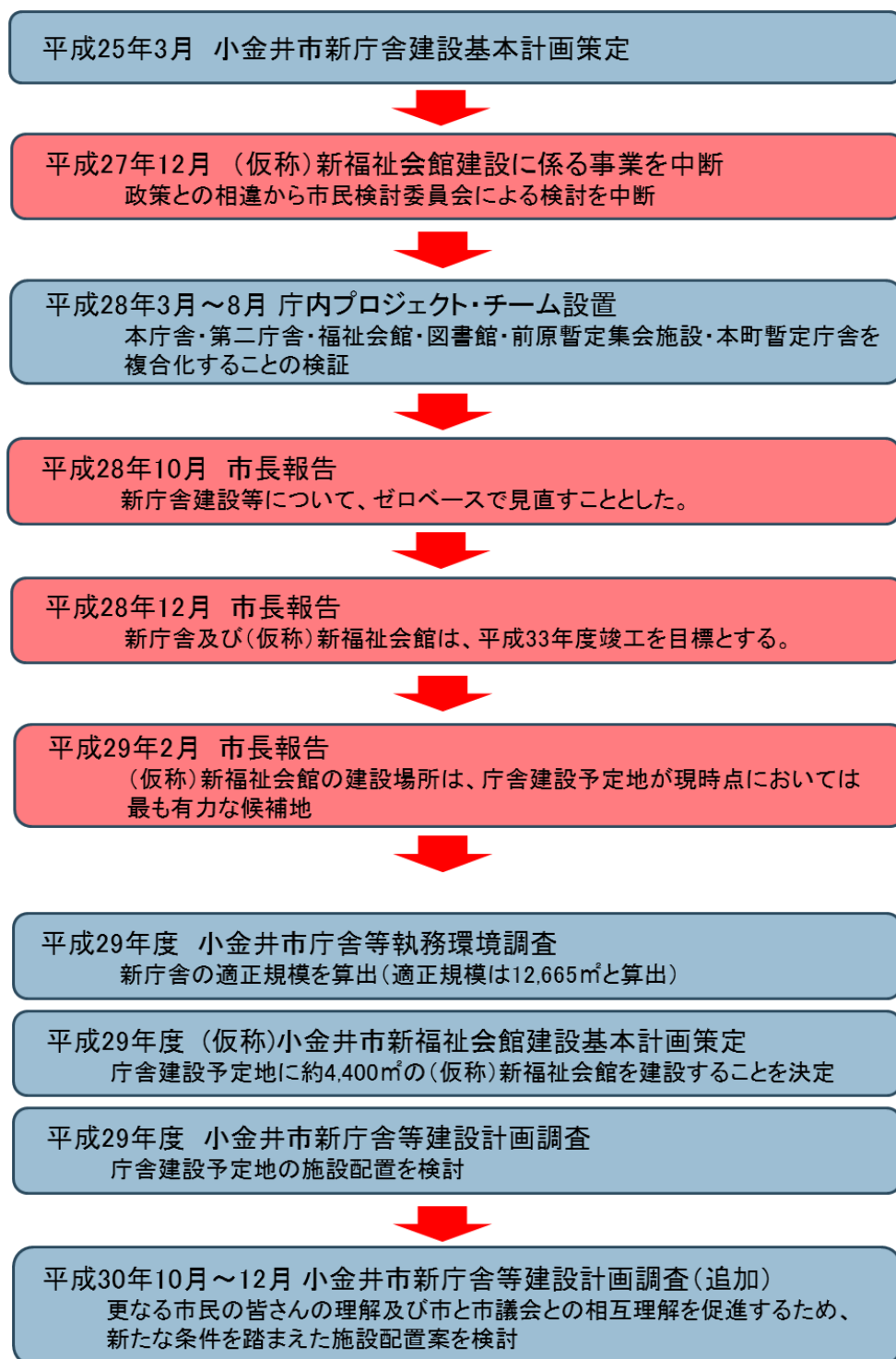
ウ 単体の場合、空調設備、受変電設備、非常用発電機は、それぞれの施設に必要なになるが、複合化することで共有することが可能となる。

エ 給排水設備及び消火設備は、施設に一定の離隔がある単体に比べ、複合化の場合は施設間の渡り配管分を減じることができる。

以上のことから、(仮称)新福社会館の機能は、新庁舎との多機能・複合化により、福祉と行政とのつながりの強化、市民サービスや利便性の向上が見込めるとの調査結果を得ており、新庁舎及び(仮称)新福社会館を複合施設として整備することとしました。

## 2 これまでの取組

平成25年3月、小金井市新庁舎建設基本計画を策定して以降の経過は、下表のとおりです。



### 3 建設場所

新庁舎・(仮称) 新福祉社会館建設場所の敷地概要は、次のとおりです。

所在地番	小金井市中町三丁目 1957 番 5、1957 番 7、1957 番 9、緑町五丁目 1957 番 17	
敷地面積	11,252.05 m <sup>2</sup>	
法規制	用途地域	準工業地域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	日影規制	4 時間、2.5 時間 (測定面 4m)
	高度地区	第 2 種高度地区
	防火指定	準防火地域
	接道状況	西側道路 幅員 17.8~22.1m
既存施設	①リサイクル事業所 882.25 m <sup>2</sup> 鉄骨造 平屋	
	②空缶処理施設 260.17 m <sup>2</sup> 鉄骨造 平屋	
	③ペットボトル処理施設 356.40 m <sup>2</sup> 鉄骨造 平屋	
	④防火水槽 地下に埋設	
	⑤非常災害用給水施設	
	⑥暫定広場 7,130 m <sup>2</sup>	

### 4 建設計画調査

市庁舎は、市民の貴重な生命と財産を守るための防災拠点として、大地震に対して構造体が安全であるだけでなく、震災後も機能を保持し、災害応急対策の指揮及び情報伝達等を行うことが求められるところ、熊本地震以降、庁舎の耐震化は全国的により一層の推進が図られています。(仮称) 新福祉社会館についても、震災時には災害ボランティアの活動拠点、医療活動拠点等の機能を有する施設としていく考えです。また、福祉に求められる役割も生活や暮らしを社会全体で支えるようになってきているなど、大きく様変わりするなか、老朽化し、閉館した福祉社会館における活動場所の早期回復は急務です。

一方、敷地条件の視点では、これまでの市の方針においては、清掃関連施設については、新庁舎建設に際して市内の他の場所に移転することを前提としていました。その場合、現在の状況からは平成 36 年度末 (予定) まで建設工事に着手できなくなり、暫定的な第二庁舎の賃貸借契約は延びることとなります。清掃関連施設は、市民の皆さんの生活環境の保全及び公衆衛生の向上という大変重要な役割を担っており、日々の安定的な稼働を欠かしてはなりません。

こうした状況を踏まえつつ、新庁舎・(仮称) 新福祉社会館の両施設を竣工させることが可能な敷地利用について、関係法令に照らしながら施設配置案の検討を進めました。

(1) 施設配置パターンの検証

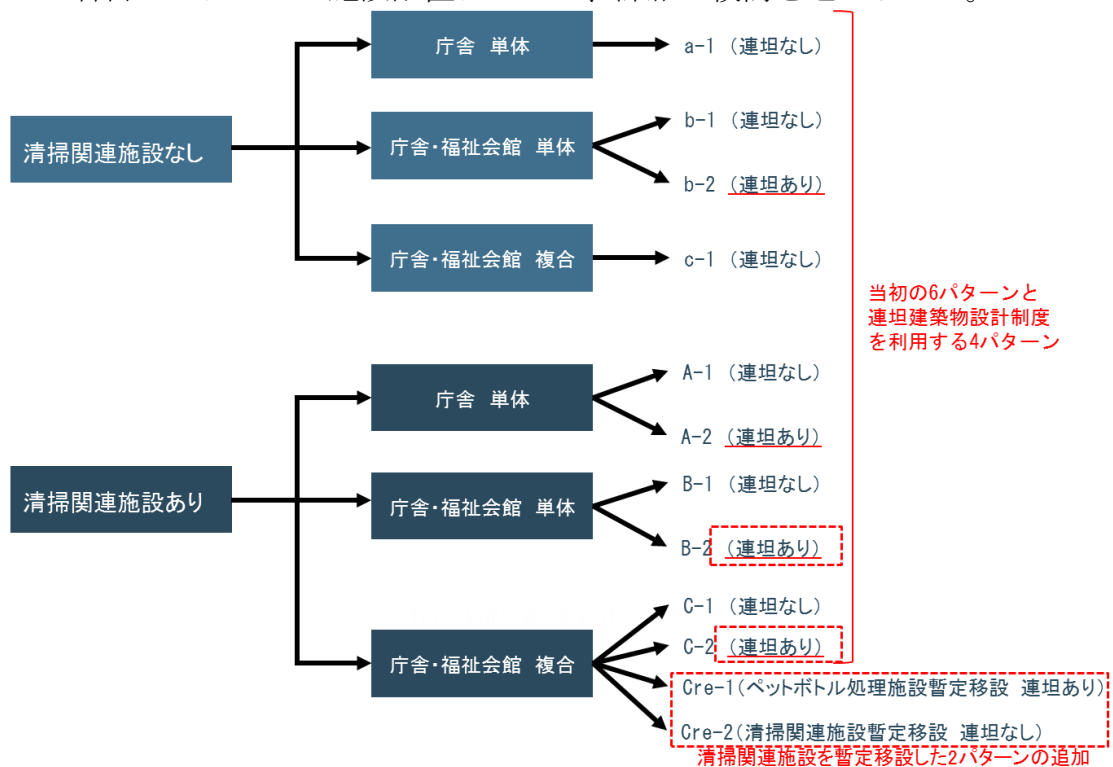
平成29年度の小金井市新庁舎等建設計画調査において、清掃関連施設あり・なし、庁舎単体、庁舎・福祉会館を単体、庁舎・福祉会館を複合の6パターン（a-1、b-1、c-1、A-1、B-1、C-1）での施設配置の検討を行うとともに、施設規模、建築基準法等の検証を行う中で、「連担建築物設計制度<sup>※1</sup>」を利用する施設配置（b-2、A-2、B-2、C-2）についても検討を行いました。

さらに、敷地内にある清掃関連施設を暫定的に移設する2パターン（Cre-1、Cre-2）を追加し検討を行いました。

(2) 施設配置パターンの評価

清掃関連施設の再配置は平成36年度までに整備完了 <sup>※2</sup>	→	a-1、b-1、c-1、b-2 は除外
(仮称) 新福祉会館は庁舎建設予定地に建設	→	a-1、A-1、A-2 は除外
施設規模の確保が困難	→	B-1、C-1 は除外

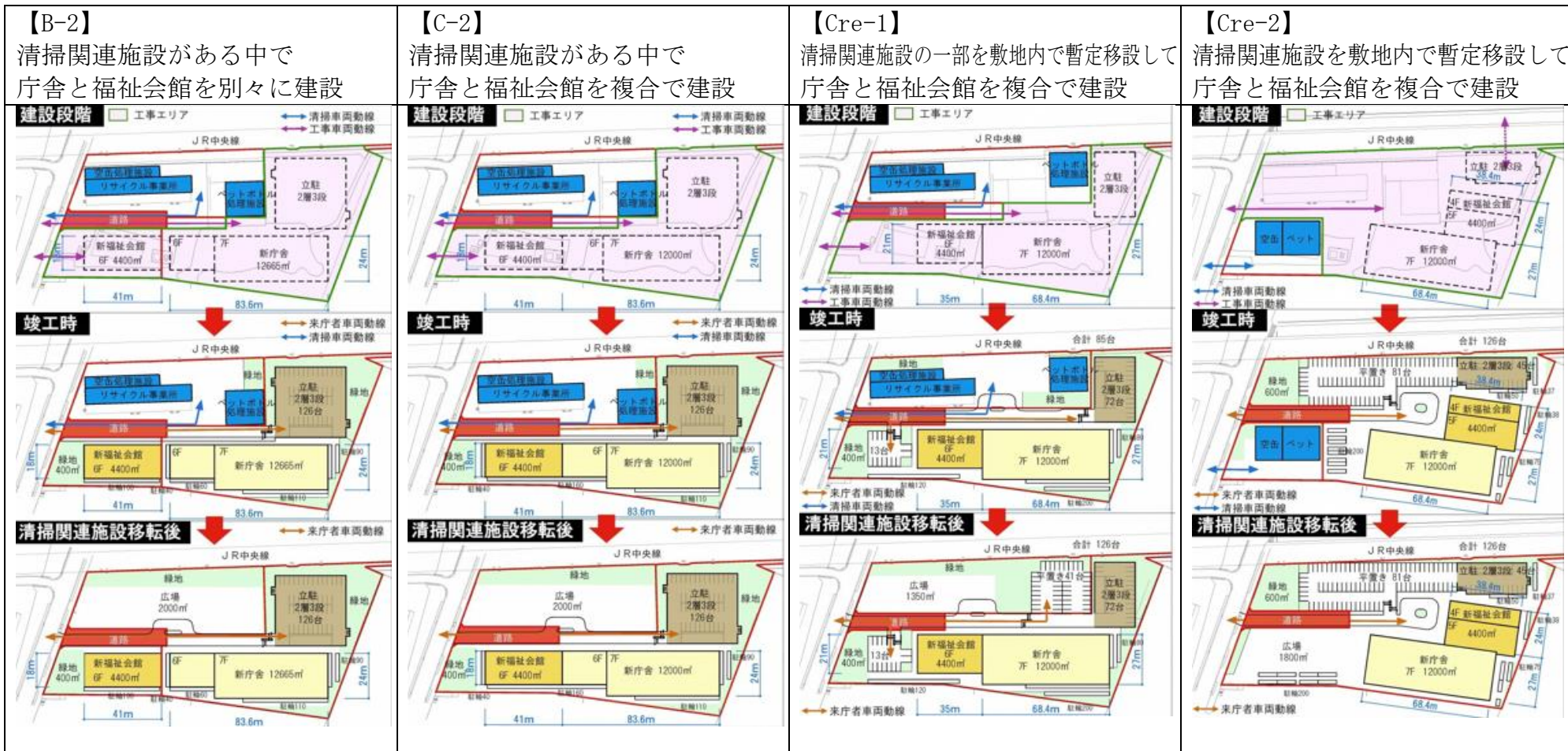
このことから、B-2、C-2 に絞り込み、更にCre-1、Cre-2 を加えた合計4パターンの施設配置について、詳細の検討を進めました。



※1 複数の敷地により構成される一団の土地の区域内で建築物を建築する場合、各建築物の位置及び構造が安全上、防火上、衛生上支障ないと特定行政庁が認めるものについては、複数建築物が同一敷地内にあるものとみなして建築規制を適用できる制度

※2 小金井市新庁舎建設基本計画において、敷地内の清掃関連施設は、新庁舎建設に際して敷地外に移転することを前提としていましたが、別途策定した小金井市清掃関連施設整備基本計画において、平成36年度末までに整備完了としており、整備完了までは庁舎建設予定地で稼働する必要があります。

(3) 施設配置パターン



新庁舎・(仮称)新福祉会館が竣工する時点において、駐車場や駐輪場が計画台数を満たしていることや敷地内ロータリーを確保していることなど、建設予定地内で必要な機能を充足できる施設配置案、【Cre-2】が最も優位性がある施設配置案としたところです。

この施設配置案の特徴は、清掃関連施設を敷地内で暫定移設をして工事範囲を広くすることにより施工性を高めるとともに、敷地内ロータリーや駐車場等の来庁手段、交通動線を竣工時期に充足できることが大きな利点であることです。

#### (4) 施設配置パターンの再検証及び再評価

一方、清掃関連施設については、別途の整備基本計画において計画的な移設を予定していることから暫定移設費用は不要ではないかということ、(仮称)新福祉会館は市民の皆さんから早期の機能回復が求められていることから竣工時期の前倒しをすることや地下空間を有効に活用する視点をもって、新たな施設配置案の検討を進めています。

まだ、検討途中ではありますが、新たな施設配置案であっても清掃関連施設が移転された後には十分な機能を備えることができる見通しとなりました。

## 庁舎予定地活用の検討

凡例： □ 工事エリア ← 清掃車両動線 → 工事車両動線  
 → 来庁者車両動線 — 設定敷地境界線

### I 新庁舎工事中・C-3案（仮称）新福祉社会館先行竣工時

	Cre-2案（清掃関連施設暫定移設）	C-3案（既存清掃関連施設利用）	
	<p style="font-size: small;">新庁舎・新福祉社会館工事：～2023（平成35）年3月</p>	<p style="font-size: small;">新福祉社会館供用：2022（平成34）年8月～、新庁舎工事：～2023（平成35）年8月</p>	
交通動線		・安全性に配慮し、新福祉社会館の来庁者専用出入口を北側に設置	○
駐車場	<b>工事期間中のため評価対象外</b>		
周辺への配慮		・平置き駐車場（18台）を配置。公用車駐車場は敷地外利用となる。	△
工事施工性	・工事エリアが広く施工性が高い。	・敷地東側の民地に対して緩衝空間となる緑地を配置	○
		・新福祉社会館供用後は工事エリアが限定され施工性が悪く工期が延びる。	△

### II 新庁舎竣工時

	Cre-2案（清掃関連施設暫定移設）	C-3案（既存清掃関連施設利用）																																																	
	<p style="font-size: small;">新庁舎・新福祉社会館供用：2023（平成35）年4月～</p> <table border="1" style="font-size: x-small; margin-top: 5px;"> <tr><th colspan="2">土地利用の内訳</th></tr> <tr><td>新庁舎・新福祉社会館</td><td></td></tr> <tr><td>建物</td><td>3,408㎡</td></tr> <tr><td>緑地</td><td>1,202㎡</td></tr> <tr><td>広場</td><td>0㎡</td></tr> <tr><td>駐車場等</td><td>5,121㎡</td></tr> <tr><td>合計</td><td>9,731㎡</td></tr> <tr><th colspan="2">清掃関連施設</th></tr> <tr><td>建物</td><td>632㎡</td></tr> <tr><td>緑地</td><td>254㎡</td></tr> <tr><td>駐車場等</td><td>635㎡</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,521㎡</td></tr> </table>	土地利用の内訳		新庁舎・新福祉社会館		建物	3,408㎡	緑地	1,202㎡	広場	0㎡	駐車場等	5,121㎡	合計	9,731㎡	清掃関連施設		建物	632㎡	緑地	254㎡	駐車場等	635㎡	合計	1,521㎡	<p style="font-size: small;">新庁舎供用：2023（平成35）年9月～</p> <table border="1" style="font-size: x-small; margin-top: 5px;"> <tr><th colspan="2">土地利用の内訳</th></tr> <tr><td>新庁舎・新福祉社会館</td><td></td></tr> <tr><td>建物</td><td>2,835㎡</td></tr> <tr><td>緑地</td><td>1,275㎡</td></tr> <tr><td>広場</td><td>0㎡</td></tr> <tr><td>駐車場等</td><td>3,916㎡</td></tr> <tr><td>合計</td><td>8,026㎡</td></tr> <tr><th colspan="2">清掃関連施設</th></tr> <tr><td>建物</td><td>1,499㎡</td></tr> <tr><td>緑地</td><td>985㎡</td></tr> <tr><td>駐車場等</td><td>742㎡</td></tr> <tr><td>合計</td><td>3,226㎡</td></tr> </table>	土地利用の内訳		新庁舎・新福祉社会館		建物	2,835㎡	緑地	1,275㎡	広場	0㎡	駐車場等	3,916㎡	合計	8,026㎡	清掃関連施設		建物	1,499㎡	緑地	985㎡	駐車場等	742㎡	合計	3,226㎡	
土地利用の内訳																																																			
新庁舎・新福祉社会館																																																			
建物	3,408㎡																																																		
緑地	1,202㎡																																																		
広場	0㎡																																																		
駐車場等	5,121㎡																																																		
合計	9,731㎡																																																		
清掃関連施設																																																			
建物	632㎡																																																		
緑地	254㎡																																																		
駐車場等	635㎡																																																		
合計	1,521㎡																																																		
土地利用の内訳																																																			
新庁舎・新福祉社会館																																																			
建物	2,835㎡																																																		
緑地	1,275㎡																																																		
広場	0㎡																																																		
駐車場等	3,916㎡																																																		
合計	8,026㎡																																																		
清掃関連施設																																																			
建物	1,499㎡																																																		
緑地	985㎡																																																		
駐車場等	742㎡																																																		
合計	3,226㎡																																																		
広場・緑地	・敷地内既存樹木の保全が難しい。 ・地上緑地面積 1,456㎡ > 附置義務面積 1,395㎡	・敷地東側の既存樹木の保全が可能 ・地上緑地面積 2,260㎡ > 附置義務面積 2,259㎡	○																																																
災害時の敷地利用	・新庁舎西側空地（300㎡）と平置き駐車場（1,730㎡）を災害対策活動に活用可能	・平置き駐車場（540㎡）を災害対策活動に活用可能	△																																																
交通動線	・緑中央通り側に清掃関連施設と新庁舎敷地の2か所の出入口を配置 ・新庁舎・新福祉社会館に近接してロータリーを配置	・緑中央通り側に清掃関連施設と新庁舎敷地の2か所の出入口を配置 ・ロータリーは新福祉社会館から50m程離れた位置となる。	△																																																
駐車場	・平置き駐車場と立体駐車車を敷地北側に集約配置 ・来庁者駐車場と公用車駐車場の合計126台を敷地内に配置	・平置き駐車場（22台）及び新庁舎地下に駐車場（44台）を配置 ・来庁者駐車場として合計66台の駐車車を敷地内に配置 ・公用車駐車場は敷地外利用となる。	△																																																
周辺への配慮	・敷地東側の民地に対して緩衝空間となる緑地の配置が難しい。 ・南側の民地に対して3mの緩衝空間を確保	・敷地東側の民地に対して緩衝空間となる緑地を配置 ・南側の民地に対して2mの緩衝空間を確保	○																																																



### Ⅲ 清掃関連施設移設後

	Cre-2案（清掃関連施設暫定移設）	C-3案（既存清掃関連施設利用）
	<p>2025（平成37）年度～</p> <p>土地利用の内訳            新庁舎・新福祉会館 3,408㎡            建物 1,475㎡            緑地 1,800㎡            広場 4,569㎡            合計 11,252㎡</p>	<p>2025（平成37）年度～</p> <p>土地利用の内訳            新庁舎・新福祉会館 2,835㎡            建物 1,900㎡            緑地 1,000㎡            広場 5,517㎡            合計 11,252㎡</p>
広場・緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>新庁舎西側に広場（1,800㎡）を配置</li> <li>地上緑地面積 1,475㎡ &gt; 附置義務面積 1,468㎡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新庁舎西側に広場（1,000㎡）を配置</li> <li>地上緑地面積 1,900㎡ &gt; 附置義務面積 1,591㎡</li> </ul>
災害時の敷地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>広場（1,800㎡）と平置き駐車場（1,730㎡）を災害対策活動に活用可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広場（1,000㎡）と平置き駐車場（1,850㎡）を災害対策活動に活用可能</li> </ul>
交通動線	<ul style="list-style-type: none"> <li>新庁舎・新福祉会館に近接してロータリーを配置</li> <li>敷地内での歩車分離が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新庁舎・新福祉会館に近接してロータリーを配置</li> <li>敷地内での歩車分離が可能</li> </ul>
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>平置き駐車場と立体駐車場を敷地北側に集約配置</li> <li>来庁者駐車場と公用車駐車場の合計 126台を敷地内に配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平置き駐車場（82台）と庁舎地下1階駐車場（44台）を配置</li> <li>来庁者駐車場と公用車駐車場の合計 126台を敷地内に配置</li> </ul>
周辺への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地東側の民地に対して緩衝空間となる緑地の配置が難しい。</li> <li>南側の民地に対して 3mの緩衝空間を確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地東側の民地に対して緩衝空間となる緑地を配置</li> <li>南側の民地に対して 2mの緩衝空間を確保</li> </ul>

（備考）

緑地：「東京における自然の保護と回復に関する条例」によって設置が義務付けられている樹木で覆われたエリア

広場：憩いの空間や災害対策活動の場として利用できるエリア

駐車場等：道路、通路、車路、歩道、地上駐車場（立体駐車場、地下駐車場除く。）、駐輪場などの事業区域内の交通空間

### スケジュール

	Cre-2案（清掃関連施設暫定移設）												C-3案（既存清掃関連施設利用）																						
	2021（平成33）年度				2022（平成34）年度				2023（平成35）年度				2021（平成33）年度				2022（平成34）年度				2023（平成35）年度														
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
新福祉会館	工期22か月												工期14か月																						
新庁舎	工期22か月												工期27か月																						
	供用開始												供用開始																						

## (5) 基本設計へ向けて

このように、新庁舎及び（仮称）新福祉社会館の建設を進めるに当たって、重視しなくてはならない項目は数多く、何に優先的に取り組むかによって敷地の利用方法は様々であり、そのことに伴い施設配置についても様々な形が考えられるところ、次のことに留意した設計を進めることとします。

### ア 総事業費の抑制に向けた視点として

- (7) 既存清掃関連施設は計画的な移設を目指すこととし、暫時の移転は行わない。
- (4) 複合施設として整備することによるスケールメリットを追求し、更なる施設規模の縮減を目指す。

### イ 合理的な敷地利用に向けた視点として

- (7) （仮称）新福祉社会館機能を早期に回復させることを優先する。
- (4) 免震構造を採用する場合に生じる地下空間は駐車場として整備するなど、空間を有効に活用できるよう創意工夫を凝らす。
- (7) 平常時における緑地・広場の活用イメージに加え、発災時における駐車場、広場の活用をイメージし、バランスのとれた空地活用を目指す。

今後は、再度の土壌調査範囲を極力少なくすることや清掃関連施設の安定的かつ安全な施設稼働ができるよう引き続き適切な敷地管理に努めることや、施設の管理・運営に関する様々な事項、来庁者が使いやすく、便利になったと実感できるようなサービスを提供できる組織体制など、設計の進捗に応じて広くお示しできるように、庁内における検討を進めていきます。

## 5 施設規模

施設規模については、小金井市庁舎等執務環境調査に基づく新庁舎の適正規模 12,665㎡、（仮称）小金井市新福祉社会館建設基本計画に基づく規模 4,400㎡を基本としますが、複合施設としての整備に当たっては、一定の規模縮減効果を見込み 16,400㎡を前提とし、設計段階において、共用部や会議室利用等の共有化・効率化について精査し、更なる施設規模の縮減を目指します。

駐車場計画台数は、公用車 48 台、附置義務駐車場 58 台に利便性向上のための設置台数 20 台を加え、126 台と設定します。

駐輪場計画台数は、近隣市の事例を参考に算出した 365 台に、利便性向上のため

めの設置台数35台を加え、400台と設定します。

## 6 新庁舎・(仮称)新福祉会館の整備方針

小金井市新庁舎建設基本計画の基本理念と(仮称)新福祉会館の基本的な機能にはそれぞれ共通する部分があると考えられます。

自治の要となる「市民のための庁舎」の実現には、市民の参加と協働、公共サービスの拠点としての充実が必要であり、その点で保健福祉の総合的支援の充実や相互に連携する機能の効率的な配置が重要です。

また、人や地域に「安全でやさしい庁舎」の実現に向け、「子どもを安心して産み育てることのできる環境の充実」や「誰もが健康でいきいきと暮らすことのできる地域の実現」に向けた機能を含めることは、少子高齢化等によるサービス需要の変化への確に対応するためにも必要です。

さらに、将来的に求められる地域共生社会の実現に欠かせない機能である「参加と協働による多様な交流や活動の推進」、「地域福祉活動の推進」は地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで生まれるものであり、市民の参加と協働の支えが必要です。

このように、新庁舎と(仮称)新福祉会館において整備する機能は、それぞれを補い、支え合う関係にあるため、多機能・複合化により、福祉と行政のつながりの強化や市民サービスや利便性の向上を見込むことができると考えます。

なお、この具体化に当たっては、(仮称)小金井市新福祉会館建設基本計画で示した機能配置の平面イメージなど、これまでの成果物にとらわれない設計者の柔軟な発想、知識・経験に裏打ちされた創意工夫を取り入れることが重要だと考えます。ついては、これから着手する設計においては、次の事項を前提とした合理的な計画提案を求めることとします。

### (1) 機能連携が図れること。

ア 小金井市新庁舎建設基本計画に掲げる新庁舎の機能を参照のこと。

イ (仮称)小金井市新福祉会館建設基本計画に掲げる施設の役割と事業展開及び各機能における関係機関との連携を参照のこと。

### (2) 効率的施設管理が行えること。

ア 明確なゾーニングにより区分し、初めて訪れる人にとっても目的とする場所が容易に認識でき、分かりやすい諸室配置、空間構成とすること。

イ 庁舎機能と（仮称）小金井市新福祉社会館管理運営基本方針を踏まえた開館時間や休館時期の違いに円滑に対処できるよう、また、管理区分を明確にすること。

ウ 更新性・メンテナンス性に配慮した計画とすること。

(3) 合理的建設コストダウンが実現できること。

ア 共用部の整備要件を適切に整理し、施設規模等の縮減の徹底を図ること。

イ 小金井市新庁舎建設基本計画、小金井市庁舎等執務環境調査業務報告書及び（仮称）小金井市新福祉社会館建設基本計画に掲げる各機能面において共用化を図ること。

ウ 地震、風水害などの様々な災害が発生した際は、災害対策本部をはじめ、災害ボランティアの活動拠点、医療活動拠点ともなる市民の生命と財産を守る重要な拠点とできるよう平常時機能の効率的な転用が可能な諸室配置、空間構成とすること。

## 7 構造計画

### (1) 耐震システム

一般的に、耐震システムには、耐震構造、制震構造及び免震構造があり、コストを考慮すると耐震構造が最も安く建設することができますが、新庁舎・（仮称）新福祉社会館は防災上重要な機能、役割を持つ施設であることから、震災時においても機能を保持し、適切に対応することができる耐震システムを導入する必要があります。

コストについて、制震構造は免震構造と比較すると一般的に安価ですが、壁が少ない庁舎等であることを考慮すると、構造計算を行うことで制震部材が増えることにより、免震構造と同程度のコストになる可能性があります。

以上のことを踏まえ、新庁舎・（仮称）新福祉社会館ともに防災上、重要な拠点であることを考慮すると、免震構造を採用することが望ましいと考えますが、基本設計段階で構造計算を行った上で、耐震システムを決定します。

### (2) 上部構造種別

近年の庁舎建築では、柱を極力少なくし、見通しのよい窓口・執務空間を形成するためRC造の事例は少なくなっています。小金井市新庁舎等建設計画調査における比較検討により、S造又はRC+PC造が適していると考えられます。

一方で、複数の構造種別を組み合わせた混構造として、柱をSRC造・梁をS

造、柱をRC造・梁をS造などの実績もあるため、基本設計段階において、構造計算を行った上で、最適な手法を選定します。

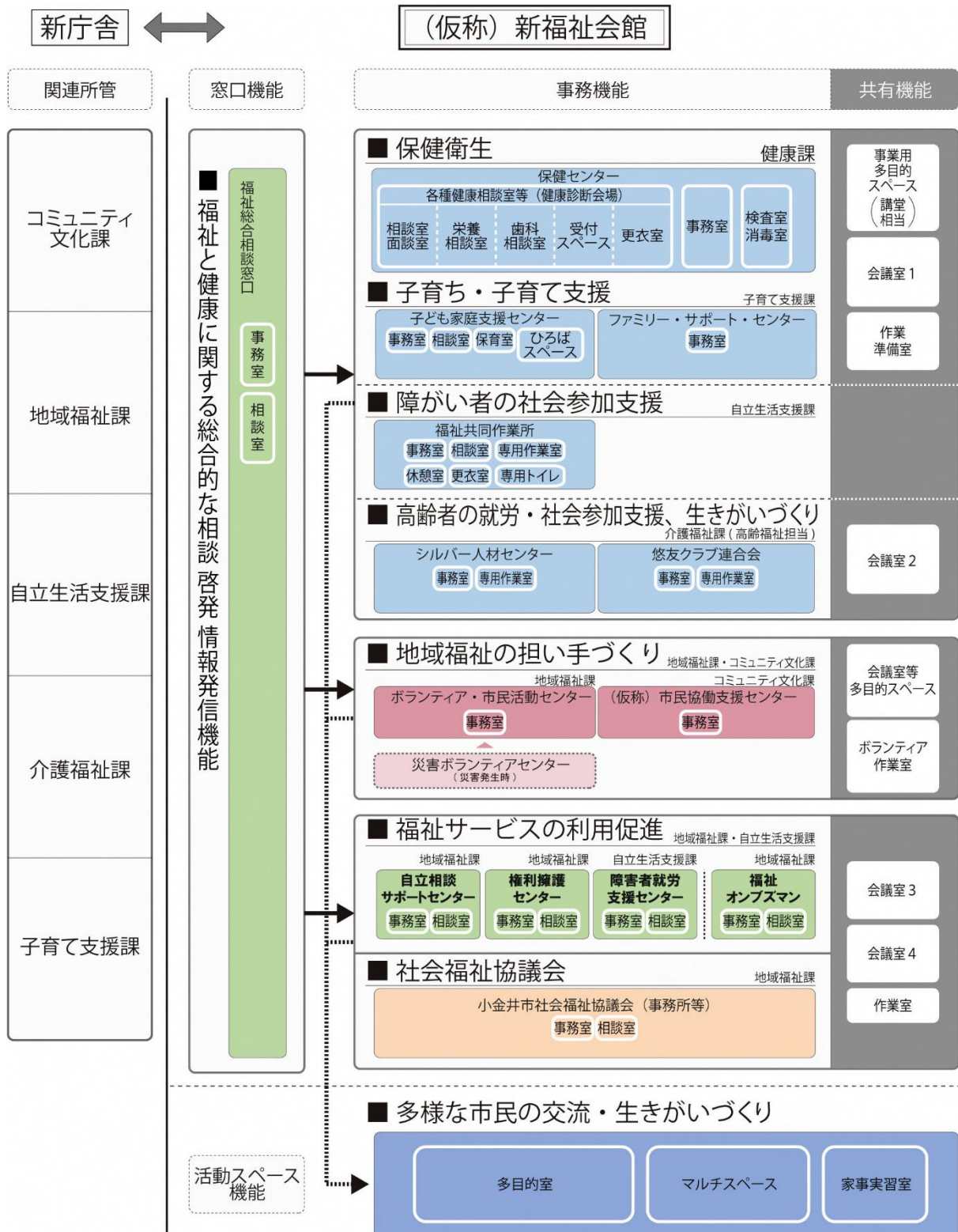
## 8 今後の検討

次の事項について、更なる検討を進めるものとします。

- (1) 小金井市庁舎等執務環境調査業務報告書の「適正面積の算定」を基に設計を行った上で各課からヒアリングを行い、面積の縮減を行う。
- (2) (仮称) 新福祉会館との複合化により共用部分の縮減を行う。
- (3) (仮称) 新福祉会館については管理運営計画を策定する。
- (4) (仮称) 新福祉会館の先行竣工にあっては、より効果的な市民サービスの展開が見込めるよう、多機能・連携に係る整理を行う。
- (5) ICT整備方針については、市民の利便性の向上、機能的かつ効率的な執務の実現に向けたOA機器の適切な配置の考え方を整理するとともに、恒常的なセキュリティ機能と合わせ災害発生時の業務継続の視点を踏まえた災害対策セキュリティ機能を整理する。
- (6) 防災機能については、庁内検討を行った上で、基本設計の進捗に合わせて整理を行う。

【参考資料】

新庁舎と（仮称）新福祉会館の連携図



※ このイメージ図は部屋の配置・大きさ等を定めたものではありません。